

令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯に対する
物価高騰支援給付金 FAQ（よくある質問）

【支給日等について】

Q1 いつ振り込まれるか。

A1 市において、世帯全員の令和 6 年度住民税課税状況が要件を満たすことが確認できた世帯で、かつ、前回の令和 5 年度または令和 6 年度上越市生活支援給付金を受給済みの世帯へは、受取口座を確定後、**令和 7 年 3 月 11 日（火）**の振込みを予定しています。

また、前回支給時から基準日（令和 6 年 12 月 13 日）までに世帯員の異動（転入、転出など）があった世帯や、前回給付金の支給歴がない世帯へは、2 月中旬以降に確認書を発送するほか、令和 6 年 1 月 2 日以降に転入された世帯へは同じく 2 月中旬以降に申請書を発送します。ともに必要事項を記入いただき必要書類を添えて返信いただきます。書類の到着順に審査し、内容に不足等がなければ、受領後 3～4 週間後のお振込み（毎週火曜日）となります。

Q2 通帳にはどのように表示されるか。

A2 通帳には、次のとおり表示されます。

均等割のみ課税世帯 : 「ブツカコウトウシエンキン（キントウワリ）」
こども加算 : 「ブツカコウトウシエンキン（コドモカサン）」

【対象要件等について】

Q3 給付対象となるか。

A3 ・基準日（令和 6 年 12 月 13 日）時点において、上越市に住民登録があり、令和 6 年度の住民税の課税状況が次のいずれかの世帯が対象となります。

- （1）世帯全員が「住民税均等割のみ課税」である世帯
- （2）「住民税均等割のみ課税」の方と「住民税非課税」の方で構成される世帯

・ただし、世帯全員が課税者の扶養となっている場合は対象となりません。

※扶養 … 扶養という用語には税法上の扶養控除対象となる扶養や健康保険の扶養、給与の手当の対象となる扶養などありますが、給付要件としての扶養は、「税法上の扶養」を指します。

例）別居している親（課税者）に扶養されている学生の一人暮らしや、子（課税者）に扶養されている高齢者夫婦の世帯などがあげられます。また、別住所にて単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯も該当いたします。

・租税条約による住民税の免除を受けている者を含む世帯も対象となりません。

Q4 昨年 11 月に上越市へ転入したが対象になるか。

A4 基準日は令和 6 年 12 月 13 日とし上越市では住民情報はありますが、住民税情報がな
いため、別途申請が必要ですのでお問い合わせください。また、世帯の中に令和 6
年 1 月 1 日時点で上越市とは異なる市区町村にお住まいであった方がいらっしゃる
場合も同様です。

Q5 DV 等により配偶者と別居しているが対象となるか。

A5 住民票を現居所に移すことのできない場合や、DV 加害者等の扶養に入っている
場合でも、令和 6 年 12 月 13 日時点で上越市内に避難中で、かつその他の支給要件
に該当する場合は、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

Q6 外国人は給付対象となるか。

A6 令和 6 年 12 月 13 日に住民基本台帳に記録されている外国人で、給付要件を満た
す場合は給付対象者となります。但し、租税条約に基づく課税免除の適用を受けて
いる方を含む世帯については、本給付金の対象とはなりません。

Q7 修正申告等により、住民税が所得割課税から均等割のみ課税となった場合はどう
すればよいのか？

A7 基準日（令和 6 年 12 月 13 日）以降の修正申告等により、令和 6 年度の住民税が
「均等割のみ課税」になった場合、親族等からの扶養状況にもよりますが、新たに
対象世帯となる可能性があります。こうした世帯の方につきましては、別途申請書
の提出が必要となりますので、詳しくは生活援護課（物価高騰支援給付金担当）ま
でご連絡ください。

一方、修正申告等によって住民税所得割が課税されることになった世帯で、すで
に給付金を受け取られている場合は、支給した給付金を返還していただくこととな
りますのでご注意ください。

Q8 基準日（令和 6 年 12 月 13 日）において給付対象者であった世帯主が死亡した場
合、どのような取り扱いとなるか。

A8 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなります。

【支給のお知らせが届いた世帯】

(1) 基準日から口座変更や受給辞退の届出期間中（令和 7 年 2 月 28 日（金）
まで）に、亡くなられた場合

- 対象の世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯
主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けること
ができます。
- 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 口座変更や受給辞退の届出期間後（令和 7 年 3 月 1 日（土）以降）に、亡くな
られた場合

世帯主を対象に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

【支給要件等確認書が届いた世帯】

- (1) 確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合
 - 世帯主以外の世帯員がいる場合はその世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。
 - 単身世帯の場合、世帯自体がなくなってしまうため給付されません。
- (2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合
世帯主を対象に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

【こども加算について】

Q9 こどもが4月に生まれる予定であるが、こども加算の対象となるか。

A9 こども加算については、基準日（令和6年12月13日）以降、申請期限の令和7年5月31日までに生まれた新生児も対象となります。

新生児以外にも対象児童がおり、こども加算分の「支給要件等確認書」がお手元に届いた方は、新生児の出生時点でまだ「支給要件等確認書」を未提出であれば、新生児の氏名等を確認書に加筆して提出ください。

新生児出生時点ですでに支給要件等確認書を市に提出済みの方または新生児以外に対象となる児童が1人もいない世帯の方は別途申請が必要ですのでお問い合わせ下さい。

Q10 児童養護施設などに入所している児童は対象となるか。

A10 児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設などへ入所している児童については、住民票上は同一世帯であっても、対象とはなりません。

Q11 基準日において、海外に留学している等、海外に居住している児童はこども加算の対象となるか。

A11 基準日時点において、住民基本台帳に記載のない海外在住の児童については、こども加算の対象とはなりません。

Q12 こども加算について、世帯主は児童からみて祖父であるが、児童の父が受け取ることができないか。

A12 こども加算は、基本となる給付（均等割のみ課税世帯給付）に上乗せするものであり、原則は当該児童の属する世帯の世帯主への支給となります。よって、基本となる給付の1万5千円と同じ口座に振り込みをさせていただきます。

【扶養要件について】

Q13 世帯全員が、住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象外とあるが、世帯の中に扶養を受けていない者が1人でも含まれていれば支給対象となるのか。

A13 お見込みのとおりです。

Q14 自分は親族の扶養になっている覚えはない。誰の扶養になっているのか。

A14 基本的には扶養をする側（世帯主など）の申告に基づき扶養控除を認定しているので、市が勝手に扶養親族とすることはありません。住民票上は別となっても、扶養されている場合もありますので、ご親族にご確認ください。

Q15 扶養から外してもらいたいがどうすれば良いか。

A15 扶養者が申告をする必要があります。所得税が課税されている場合は税務署で確定申告もしくは修正申告をしてください。その他の場合は市で申告を受け付けられる場合がありますので、税務課へお問い合わせください。なお、扶養控除が外れると申告者の所得税と市県民税が高くなる場合がありますのでご注意ください。

参 考

<非課税世帯とは>

個人市民税・県民税（以下、住民税）は均等割と所得割があり、どちらも課税されていないものを非課税という。非課税世帯とは、世帯全員がこの非課税の世帯をいう。

<均等割のみ課税世帯>

所得割が課税されておらず、均等割のみ又は非課税の人で構成された世帯をいう。

<非課税、均等割のみ課税の所得要件>

住民税や所得割が非課税となる所得の範囲は、本人の状況と扶養人数により異なる。本人が障害者、ひとり親・寡婦、未成年者の場合 …合計所得 135 万円以下は非課税

●扶養人数ごとの非課税又は均等割のみ課税の範囲

扶養人数	住民税が非課税となる所得 【合計所得額】	所得割が非課税（均等割のみ課税）となる所得 【総所得額】
0 人	380,000 円以下	450,000 円以下
1 人	828,000 円以下	1,120,000 円以下
2 人	1,108,000 円以下	1,470,000 円以下
3 人	1,388,000 円以下	1,820,000 円以下
4 人	1,668,000 円以下	2,170,000 円以下
5 人	1,948,000 円以下	2,520,000 円以下
計算式	280,000 円×（扶養親族+1）＋ 100,000 円+168,000 円	350,000 円×（扶養親族+1）＋ 100,000 円+320,000 円

※表の右欄の所得額を超えていても、総所得額より所得控除額の方が大きいと、所得割が課税されず、均等割のみ課税となる。

<収入と所得の違い>

自営業や農業は収入から経費を引いたものが所得となる。

給与収入は収入金額から給与所得控除額を引いた額が所得となる。

例) 162 万円までは 55 万円控除→ 給与所得 107 万円

年金収入は収入金額から公的年金等控除額を引いた額が所得となる。

例) 65 歳未満は 130 万円までは 60 万円控除→ 年金所得 70 万円

65 歳以上は 330 万円までは 110 万円控除→ 年金所得 220 万円

<未申告者とは>

課税するための資料（給報、確定申告、市民税申告等）がない人

給与収入や老齢年金収入がある人は、申告をしなくても支払者から税務課に報告があることから、未申告とはならない。

障害年金や失業保険など税法上の所得とならない所得しかない場合は、その旨を申告しなければ未申告となる。

所得が全くない場合で誰の扶養親族にもなっていない場合は、市民税県民税申告が必要となり、申告がない場合は未申告となる。

市外に住む者の扶養親族となっている場合も、申告がなければ未申告となる。

＜住民税賦課の基準日＞

令和 6 年 1 月 1 日

この日に上越市に住民登録がない場合は、上越市では課税状況が把握できない場合がある。